

## 平成24年度天理市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度天理市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |     |                   |                          |
|-----|-------------------|--------------------------|
| (1) | 排 水 戸 数           | 19,300 戸                 |
| (2) | 年 間 総 排 水 量       | 8,580,949 m <sup>3</sup> |
| (3) | 主 要 な 建 設 改 良 事 業 | 管渠整備事業等 115,183 千円       |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	下 水 道 事 業 収 益	2,667,827 千円
第1項	営 業 収 益	1,380,029 千円
第2項	営 業 外 収 益	1,287,797 千円
第3項	特 別 利 益	1 千円

支 出		
第1款	下 水 道 事 業 費 用	2,685,447 千円
第1項	営 業 費 用	2,042,781 千円
第2項	営 業 外 費 用	640,372 千円
第3項	特 別 損 失	1,294 千円
第4項	予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,048,512千円は、過年度分損益勘定留保資金525,473千円及び当年度分損益勘定留保資金523,039千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	下 水 道 事 業 資 本 的 収 入	583,265 千円
第1項	企 業 債	64,100 千円
第2項	負 担 金	48,117 千円
第3項	補 助 金	455,995 千円
第4項	長 期 貸 付 金 回 収 金	5,053 千円
第5項	そ の 他 資 本 的 収 入	10,000 千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出	1,631,777 千円
第1項 建設改良費	163,080 千円
第2項 長期貸付金	10,000 千円
第3項 企業債償還金	1,453,599 千円
第4項 その他資本的支出	5,098 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率
特定環境保全公共下水道事業	29,700千円	証 書 借 入	年 5 % 以 内
農業集落排水施設事業	15,000千円		
流域下水道事業	19,400千円		

償 還 の 方 法		
償還期限	据置期間	そ の 他
30年以内	5年以内	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合は、その条件に従うことができる。ただし、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し、もしくは、繰上償還をし、又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 122,142 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業運営を助成するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,697,526千円である。

平成24年3月5日 提出

天 理 市 長      南 佳 策